

## 習志野市地域子育て支援拠点事業における悪天候時の対応について

近年の台風や大雨発生等の天候悪化に伴う自然災害の状況を踏まえ、お子様や保護者等の安全を確保するべく、これらの状況が予想される場合における、習志野市地域子育て支援拠点事業の対応については以下のとおりとします。

保護者の皆さんには、天候悪化に伴う施設の対応について、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

### 1. 判断を行う時点

原則として、当日の午前6時時点の状況により判断します。

### 2. 対象施設

習志野市内において、地域子育て支援拠点事業を行っている、下記の市立施設を対象とします。

施設名	施設名
習志野市こどもセンター（鷺沼）	新習志野こども園こどもセンター
東習志野こども園こどもセンター	向山こども園こどもセンター
杉の子こども園こどもセンター	藤崎こども園こどもセンター
袖ヶ浦こども園こどもセンター	きらっ子ルームやつ
大久保こども園こどもセンター	

### 3. 休所基準

以下のいずれかに該当する場合、休所とします。

発表主体	内容
習志野市	<ul style="list-style-type: none"><li>●警戒レベル3 「危険な場所から高齢者等は避難」以上が、市内全域に発令されている場合は、市内全施設を休所</li><li>●警戒レベル3 「危険な場所から高齢者等は避難」以上が、一部地域に発令されている場合は、発令された地域に所在する施設を休所</li></ul>
各鉄道会社	JR線、京成線が共に市内全域において計画運休の対象となった場合。 ※市内の一部区間での運休は対象外
気象庁	特別警報が発表されている場合

## 【時間に応じた対応】

### ●午前6時以降に休所基準に該当した場合

原則、休所とします。午前9時以降に休所基準に該当した場合、既に来所されている方については施設内での待機を可能といたします。

### ●午前6時以降に休所基準に該当しなくなった場合

午前中の早い段階(午前10時頃まで)に休所基準に該当しなくなった場合、施設の状況等により開所が可能であると判断したときは開所します。

## 4. その他

- (1) 休所状況等については、市ホームページ等でお知らせします。
- (2) 休所基準に該当しない場合であっても、施設の状況等により安全の確保が難しいと判断した場合は臨時の休所とすることがあります。
- (3) 悪天候が予想される場合の講座やイベントに関しては、気象情報等を考慮し前日の午後3時までに実施の可否を判断し、市ホームページ等でお知らせします。
- (4) 悪天候が予想される場合は、お子様や保護者の安全を最優先にご検討くださいますようお願いいたします。